

## **[事案 28-100] 転換契約無効請求**

・平成 28 年 10 月 28 日 裁定終了

### **<事案の概要>**

転換後契約の保険料に転換前契約の積立金が充当されることについて説明を受けなかったことを理由に、転換の無効を求めて申立てのあったもの。

### **<申立人の主張>**

昭和 62 年 8 月に契約した定期保険特約付終身保険について、平成 21 年 6 月に利率変動型積立保険に転換したが、以下の理由により、転換を無効とし、転換前契約に戻してほしい。

- (1) 転換後契約の保険料の一部に、定期取崩保険料として転換前契約の積立金が充当されることについて、募集人から説明がなかった。
- (2) 募集人に、転換後契約の設計書に記載された定期取崩保険料について質問したところ、このまま貯蓄に回ると説明されたため、積立金が減少しないものと誤信した。
- (3) 募集人は、転換を勧めるにあたり、転換前契約と保障内容は変わらず医療保険は充実し、保険料も変わらないと説明した。

### **<保険会社の主張>**

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 転換時に募集人は、積立金が定期取崩保険料として取崩されていくことを説明しており、貯蓄に回るといった誤解を招く発言もしていない。
- (2) 契約者に年 1 回送付する「ご契約内容のお知らせ」には積立金の推移が記載されており、積立金が減少していくことを容易に確認できるが、平成 27 年に至るまで申立人から申出がなかった。

### **<裁定の概要>**

#### **1. 裁定手続**

裁定審査会では、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、募集人の説明に不適切な点があったかどうかなど転換時の状況を把握するため、申立人に対して事情聴取を行った。なお、募集人は、既に保険会社を退職しており、事情聴取を行うことができなかった。

#### **2. 裁定結果**

上記手続の結果、申立人が誤解するとは認められず、誤解したとしても重大な過失があるため転換の無効は認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、業務規程第 37 条 1 項にもとづき、手続を終了した。